

# 連結納税制度見直し、3月末決算 会社の対応は2月ED公表を目 標—ASBJ

去る2019年12月26日、企業会計基準委員会は第423回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 連結納税制度の見直しへの対応

2019年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」に連結納税制度の見直しが盛り込まれたことに伴い、事務局から、連結納税制度の見直しの対応を新規テーマとするこの提案が行われ、会計基準に与える影響として、次の論点が示された。

- ① 実務対応報告5号および7号の改廃が必要
- ② 連結納税制度の見直しに関する法人税法の改正が2020年3月31日までに可決、成立した場合、2020年3月31日以降に決算日を迎える企業の財務諸表において、改正後の制度に基づき税効果会計の適用を行う必要があるが、2020年3月31日以降

に決算日を迎える企業の会計処理について何らかの対応をするか否かについて検討が必要

委員からは、事務局提案に対して反対意見は聞かれなかった。

今後、本テーマについては、税効果会計専門委員会で検討される。また、2019年12月27日公表の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」で、前記②について対応を図る場合、2020年2月の公開草案公表を目標とすることが示されている。

## ICOトークンの発行・保有等の会計処理

第126回実務対応専門委員会（2020年1月10日・20日合併号（No.1567）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「金融商品取引法上の『電子記録移転権利』又は資金決済法上の『暗号資産』に該当するイニシャル・コイン・オフライン（I

CO）トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について審議が行われた。

事務局からは、金商法上の電子記録移転権利、資金決済法上の暗号資産それぞれの発行・保有に係る会計処理について論点が示された。

委員からは、「暗号資産のデリバティブは論点に含まれないのか」との質問に、「まずは基準諮問会議で金融庁から提言されたテーマについて検討する。どこまで範囲を広げる必要があるかは今後検討していく」との回答があった。

## 金利指標改革に起因する会計上の論点

第150回金融商品専門委員会（2020年1月10日・20日合併号（No.1567）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金利指標改革に起因する会計上の論点について、審議が行われた。

### (1) 適用対象の取引

事務局からは、「本取扱いの適用対象をLIBOR等、金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に関連のある契約条件の変更のみが行われる金融商品または当該契約条件の変更と同様の効果とな

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月2日(月)まで (注)2月末日が土曜日、 3月1日が日曜日のため。	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年12月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和元年11月期) 2カ月延長法人(令和元年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。  ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	
(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月16日(月)まで、消費税・地方消費税は3月31日(火)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。		

る契約の切替に関する金融商品を対象とする」との考え方が示された。

委員からは、「ヘッジ対象がTI BORでヘッジ手段がLIBORであるヘッジ関係が成立している場合、ヘッジ手段(LIBOR)のみ契約条件の変更となり、ヘッジ対象(TI BOR)の取引には例外規定が適用されないのではないか」との意見が出された。事務局からは、「ニーズも含めて検討する」との回答があった。

(2) 金利指標置換時の論点  
事務局からは、「金利指標置換時において、ヘッジ取引日等を変更したとしてもヘッジ会計

を中止しない」旨の方向性が示された。

一方、金利指標置換時の金利スワップの特例処理については、「後継の金利指標に基づいて、金融商品会計基準等の通常のために従い、金利スワップの特例処理の要件を満たすかどうかの判断を行う」とされた。

委員からは、「ヘッジ会計の判定は通常半期ごとに行われるが、金利スワップの特例処理だけが期中の一時点で判断するのは、実務上ハードルが高いのではないか」との意見があった。事務局からは、「検討する」との回答があった。

法務

監査基準改訂に伴う改正会計規、公布—法務省

去る2019年12月27日、法務省は「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。今回の改正はこれまでの監査基準改訂を受けたもので、改正内容は次のとおり。

- ・ 関する注記に係る事項」を1項の事項に変更する。
- ・ 会計監査人が除外事項を付した限定付適正意見を会計監査報告の内容とする場合において、会計監査報告の内容としなければならない事項に、その理由を追加する。

126条に定めのある会計監査報告について、追記情報(2項)であった「継続企業の前提に

なお、改正案に対して寄せら

ポジティブ・メンタルヘルス

道を尋ねられる人になる

メンタルクリエイター 江口 毅

東京で、人が道を尋ねている場面をめぐりみかけなくなりました。多くの人は、地図アプリが普及したから人に道を尋ねる必要がなくなったと考えるかもしれません。しかし、本当にそれだけが理由なのでしょう。筆者は、人としてのありようが変わったことも、その理由なのではないかと考えています。この点について、道を尋ねられる人、道

を尋ねる人それぞれの特徴から考えていきます。

まず、道を尋ねられる人の特徴は何でしょうか。多くの人が行き交う街中で「この人に道を尋ねてみよう」と選定されるわけですから、そこには理由があるはず。道を尋ねられる人には、尋ねても大丈夫と思わせる余裕があります。

その余裕とは、身体と心が外に開いていること、ゆくり歩いていること、微笑みを滲えていることがそろっている状態だと思えます。そのような余裕がある人たち、そのなかでも特に微笑みを滲えている人が減つたように感じます。20年ほど前までは、たとえば電車のなかで1人物静かな笑みを滲えている人がいました。今は、スマホをみて笑って

いる人や誰かと一緒にいる人以外には、仏頂面か疲れ果てた顔か不機嫌そうな顔ばかりです。

続いて、道を尋ねる人の特徴は何でしょうか。道を尋ねる人には、他者と関わりたい、好奇心がある、思いがけない情報を得られるかもしれないというワクワク感を持っている、感謝し感謝される関係を大切にしているという特徴があるように思います。このなかでも特に、パーチャルな世界ではなく現実世界で見知らぬ他者と関わろうとする人が減つたように思います。パーチャルな世界や現実世界の同質性のあるコミュニティ以外では、踏み込まない人が増えたように感じています。

このように、道を尋ねられる人も尋ねる人もそれぞれ人としてのありようが変わつたのだらうと思います。それは概にネガティブな方向の変化とはいえないでしょう。一極集中による異常な人口密度のなかで適応しようとした結果であり、スマホという便利なツールを駆使している結果なのでしょう。ただ、自分自身が、余裕がない、仏頂面、疲れ果てた顔、不機嫌な顔、同質性のあるコミュニティ内にもなる等に該当するとしたら、本当にそのままでよいのかと二度自問してみてもいいかもしれません。

私たちの表情や態度は連鎖します。「私」の不機嫌な態度は周りの人たちを不機嫌にし、やがて他者の不機嫌な態度を「私」がみることとなります。同じように、「私」の微笑みは周囲に安心感や喜びを伝え、周りの人たちの口角を上げ、やがてその笑顔を「私」がみることとなります。

もし、そんな嬉しい連鎖を生み出したいのであれば、まずは口角を上げることから始めてみてください。筆者も鏡をみて実践しています。実際にやってみると、意外と表情筋が硬くなっていることや自身の特徴に気づきます。

筆者の場合は、左側の表情筋が弱いようです。やはり筋肉は使わないと簡単に落ちるし、使い方によって偏りが生まれるのですね。そうやって笑顔の練習を繰り返して、自分自身が不機嫌でいることが、皆を幸せにしていけます。そして、あなたが街中で道を尋ねられるようになった頃は、誰からも「余裕のある素敵な人」として認識されるようになっていくことでしょう。

れた意見とそれに対する答えは次のとおり。

① 会計規で会計監査報告の記載事項とされているものと、監査基準で監査報告書の記載事項とされているものが一致していないが、どのような考え方で区分されているのか。  
↓会計規126条1項は、会計監査報告の内容とすべき最低限の事項を定めており、監査基準に記載すべきとされる事項を網羅的に会計監査報告に記載することは必ずしも要求していない。

② 改訂監査基準では、監査上の主要な検討事項が監査報告書の記載事項とされているが、会社法に基づく会計監査報告では記載事項としないのか。  
↓監査上の主要な検討事項は、当面は金融商品取引法上の監査報告書にのみ記載を求められるものとされており、会社法に基づく会計監査報告に記載すべきとする会計規の改正は行わない。

この省令は、公布の日から施行され、2020年3月31日以後に終了する事業年度の計算関係書類より適用される。

## 監査

# 監査基準改訂に伴う改正監査証明府令・開示府令、公布 — 金融庁

去る2019年12月27日、金融庁は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した。

本改正は、監査報告書における意見の根拠の記載等に係る監査基準等の改訂が2019年9

についても、監査報告書と同様の記載が必要となる。

また、中間監査概要書（第二号様式）、四半期レビュー概要書（第四号様式）に「継続企業の前提に関する注記に係る事項」の項目が設けられた。

本改正は、原則として、2020年3月31日以後に終了する事業年度・連結会計年度、同年9月30日以後に終了する中間（連結）会計期間、同年4月1日以後に開始する四半期（連結）会計期間に係る財務諸表等の監査証明から適用される。

なお、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱い

この省令は、公布の日から施行され、2020年3月31日以後に終了する事業年度の計算関係書類より適用される。

この省令は、公布の日から施行され、2020年3月31日以後に終了する事業年度の計算関係書類より適用される。

## 国際会計

# 監査人の独立性規則の改正案、公表 — SEC

去る2019年12月30日、SECは監査人の独立性規則の改正案を公表し、関係者にコメントを求めた。

現在の独立性に関する要求は、最初に制定された2000年と一部修正された2003年からほとんどアップデートされていないなかった。

SECとSECスタッフは、

・投資会社における「Affiliate」の定義の改訂

・独立性を犯す貸付関係の除外に、学生ローン（被監査会社に対して学生ローンの残額がある監査パートナー（担当ではない）がいる場合）と少額の消費者ローンの追加

・禁止されるビジネス関係について、「重要な（substantial）株主」を「重要な影響を有する受益者（beneficial owner）」の概念に置換え

・従来の古くなった移行措置「を「M & A取引の結果としてのみ発生する意図しない独立性違反に対処するための移行措置」に置換え

・「重要な（substantial）株主」を「重要な影響を有する受益者（beneficial owner）」の概念に置換え

・従来の古くなった移行措置「を「M & A取引の結果としてのみ発生する意図しない独立性違反に対処するための移行措置」に置換え

## コメント期限

コメントの期限は、官報に掲示後60日までとなっている。

## 改正の背景

現在の独立性に関する要求は、最初に制定された2000年と一部修正された2003年からほとんどアップデートされていないなかった。

## 改正の内容

主な改正点は次のとおりである。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年12月27日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	連結納税制度見直しへの対応に関して、2020年3月31日以降に決算日を迎える企業の会計処理について対応を図る場合、2月を目標として公開草案を公表すること等が追記された。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2019_1227.pdf">https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2019_1227.pdf</a>	—
2020年1月10日	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	内部統制基準等の改訂を踏まえたもの。コメント期限は2020年2月10日(月)まで。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200110_naibutousei.html">https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200110_naibutousei.html</a>	—

金融

## 下方リスクの株価と低下圧力の長期金利

2020年を迎えた金融市場は、中東における地政学リスクを再認識する形で始まった。

1月3日にはイラン革命防衛隊司令官が米軍空爆により死亡、これに対し8日にはイラン

による報復攻撃が行われた。緊迫する中東情勢の影響で株式市場は大幅下落、長期金利はリスクオフに向かった資金による債券買いの動きから低下した。

しかし、双方とも軍事衝突の拡大は望まない考えを示したため、市場は落ち着きを取り戻した。今回は一時的な動きであり、アメリカの株式市場は総じて好調とされている。

しかし、1月8日に発表された世界銀行の成長率見直しによると、今年は米経済の勢いにも陰りがみえる。成長率は、昨年の2.3%から今年は1.8%に0.5ポイント低下するとされている。

昨年対比では日本が0.4ポイント、中国が0.2ポイント、ユーロ圏が0.1ポイント低下するのに対して世界最大の低下

幅となる。中東・北アフリカや中南米が各々2.3ポイント、

1.0ポイント上昇するため、世界経済全体では辛うじてプラス0.1ポイントの2.5%成長となっている。

米経済減速の理由として世界銀行は、米中貿易戦争による企業心理の悪化、特に製造業の悪化が著しいと指摘している。

中東情勢の悪化も成長鈍化要因に挙げているが、今回の一時的な軍事的緊張の高まりは、年頭よりその成長の足かせを意識させるものとなった。世界経済へのリスク要因という意味では、

イギリスのEU離脱リスクも拭きされていない。このため今年度は、すでに高値圏にある株価は昨年比で下方リスクがより強く意識されるとみられる。

長期金利は、各国の中央銀行による金融緩和政策により世界的に低水準に抑制されている。しかし、株式相場見直しや世界経済のリスク要因を考えれば、

証券

## 年初の株価乱高下は早期に収束

世界の株式市場では、順調な株価上昇は初日の1月2日のみにとどまり、翌3日は急落に見舞われた。ウォール街発の株安が世界の市場を巻き込んだとされている。

取引開始が6日と世界で最も遅かった日本市場は、その延長で暴落スタートとなった。

新年早々の株価激動の原因は昨年来、イランとの対立を強める米国がイラン革命防衛隊司令官を殺害したことにある。これは株式市場にとってショックであり、地政学リスクの1つが現実になったともいわれている。

イランはただちに報復を宣言、イラクの米軍基地にミサイルを発射した。このため世界は一時、戦争への拡大の恐怖にとられた。大産油国イランの混乱は、石油価格暴騰の不安を強め、日本では石油ショックの悪夢を呼び起こすともいわれた。

しかし、両国とも戦争を回避したいという意図が株式市場ですぐに理解され、米株価は回復、1週間で史上最高値を更新した。各国の市場がこれに続き、

世界同時株安は一転して世界同時株高となった。これは、世界の株式市場での株高期待の強さを物語るものとみられている。

米・イラン対立がそのまま終焉とならず、今後も火種はくすぶり続けるとみられている。

世界銀行による年初の世界経済見通しの改定では、世界全体の今年の成長率を下方修正してと30年振りに6%を下回っており、米中の関税合戦による世界貿易の低調が懸念されている。

株価に関しては、ファンダメンタルズ改善の兆しはみられない。それでも株高期待が強いのは、大統領選で再選を目指すトランプ大統領が株式市場に好意的な政策姿勢を取り続けるとの見方が強いためとされる。

今後米国外の各国の株式市場は、どこまで米国株に追随できるかが問われるとされる。日本市場では円相場の動向がカギとなるが、「安全通貨としての円買い」の懸念は薄れつつあるとみられている。